

マージン率等の公開資料

(令和8年4月1日現在)

改正労働者派遣法第23条に基づき、下記の通り公開しています。

記

1. 労働者派遣の実績及びマージン率（令和7年度実績）

派遣 労働者数	派遣 事業所数	①労働者派遣料金の平均額 (1人あたり/8時間換算)	②派遣労働者の賃金の平均額 (1人あたり/8時間換算)	マージン率 (①-②)÷①
15	3	23,544	12,963	44.9%

◇マージン率とは、対象事業年度期間中、派遣先から支払われる労働者派遣料金の平均額から派遣労働者に支払う賃金の平均額を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣先から支払われ労働者派遣料金の平均額で除した率をいいます。

◎マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
健康診断費用	一般健康診断及び生活習慣病予防検診の受診費用
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・事務管理費等）

2. 教育訓練に関する事項

- ・フォークリフト作業訓練
- ・製品知識教育
- ・工場ルール確認教育

3. キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

- ・相談窓口 飛島事業所 生産管理部 部長 高島 義照
- ・連絡先 05667-55-1105

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

①協定労働者の範囲

- ・輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
- ・その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）
- ・その他の生産関連の職業

②協定書の有効期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

以上